

国立大学法人高知大学教育学部附属学校いじめ防止等基本方針

平成27年 4月 1日

学 長 裁 定

最終改定 令和元年12月 9日

1. いじめ防止に向けた基本的な考え方

高知大学（以下「大学」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に則って、いじめの問題の克服に向け、高知大学教育学部附属学校（附属幼稚園を除く。以下「附属学校」という。）の児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の尊厳を保持するために、大学、教育学部、附属学校及び関係諸機関が連携して取り組むよう、いじめ防止等基本方針を策定し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進していく。

いじめの定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの防止等に関する基本施策

（1）いじめの防止のための取組

- ① 附属学校は、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容の「学校いじめ防止プログラム等」を策定し、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに取り組む。
- ② 附属学校は、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についての「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、早期発見・事案対処の徹底を図るため、チェックリストを作成・共有して全教職員に実施させる。
- ③ 附属学校は、いじめ防止等基本方針が適切に機能しているかをいじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- ④ いじめ防止等基本方針に基づく取組の実施状況を組織評価などの評価項目に位置付け、いじめの防止等の取組に係る達成目標を設定し、評価する。また、その評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① 附属学校は、教職員が積極的に児童生徒に寄り添い、児童生徒への理解に努め、いじめの早期発見に努める。
- ② 附属学校は、いじめを早期に発見するため、児童生徒アンケートや家庭訪問を実

施するとともに、附属学校及び家庭で情報を共有する。

- ③ 附属学校は、家庭及び地域と連携した見守りを行うことにより、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめ事案への対処のあり方

- ① 附属学校は、いじめの防止等に関する措置を行うため、いじめの防止等の対策を実施するための組織（以下「いじめ防止等の組織」という。）を置く。
- ② 附属学校の教員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめの防止等の組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。また、いじめに係る情報は適切に記録するものとする。
- ③ 附属学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに事実確認を行い、組織的に対応する。
- ④ いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のための指導を行うと共に、いじめを受けた児童生徒へのケアを専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師など）と協力し実施する。いじめの事実については、校長は教育学部長を経由し、学長へ報告する。

(4) 教育相談体制・生徒指導体制

- ① 附属学校は、個人面談や保護者面談の実施や電話窓口を設置するなど、児童生徒及び保護者がいじめに関する相談ができるよう、相談体制を整える。
- ② 附属学校は、児童生徒に人とかかわることの喜びや大切さに気づかせ、道徳・学級活動等を通して、自己有用感を高め、互いを尊敬しあう指導をし、いじめの未然防止を図る。
- ③ 附属学校は、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを未然に防ぐため、情報モラルに関わる教育を計画的に実施し、いじめの未然防止を図る。
- ④ 附属学校は、いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導を行うための組織的な体制を創る。

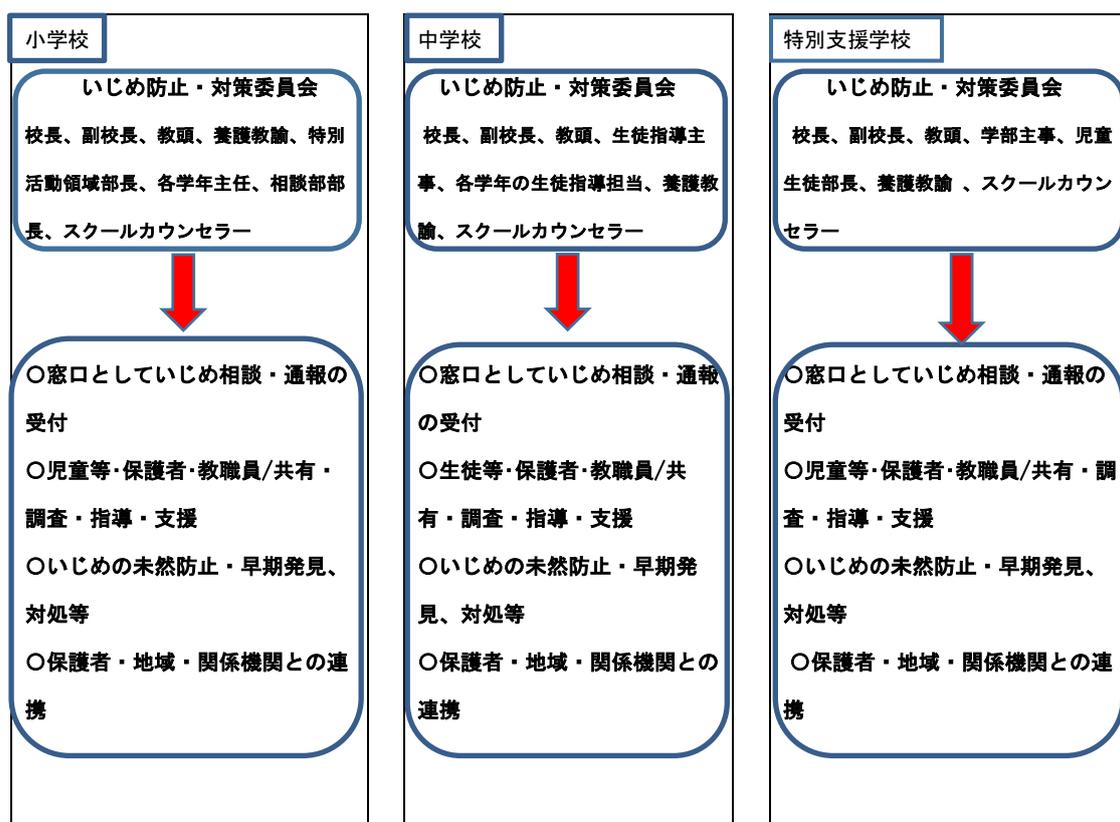
(5) 校内研修

附属学校は、附属学校の教職員に対し、いじめ問題に関する資質向上のための研修を実施する。

3. いじめ防止等の組織

(1) いじめ防止・対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教育学部附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に以下のとおり、いじめ防止・対策委員会を設置する。



(2) いじめ防止・対策委員会の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ② いじめの早期発見のため、窓口としていじめ相談・通報の受付を行う。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
- ⑥ いじめ防止等基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ⑦ いじめ防止等基本方針に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ⑧ いじめ防止等基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止等基本方針の見直しを行う。

4. 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態が発生した場合はいじめ重大事態調査委員会を設置する。

○ 重大事態の意味について

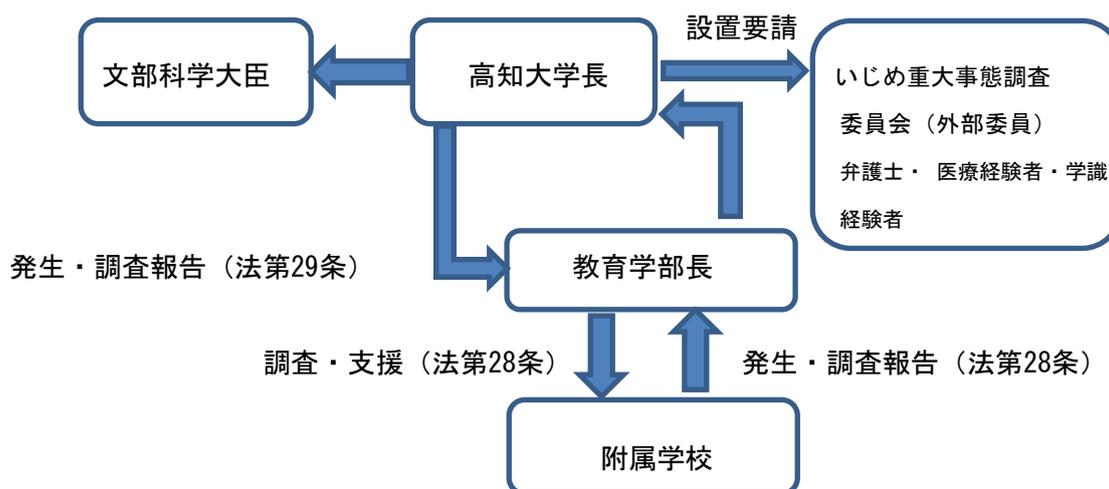
高知大学いじめ重大事態調査委員会設置要項第2条第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、①児童生徒が自殺を企図した場合、②身体に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合及びその他①から④までの事項以外にいじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断された場合をいう。

同条第2号に規定する「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、附属学校長の意見を参考にして学長が判断する。

(2) 児童生徒、保護者からの申立て

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

○重大事態が起きたときの体制



5. その他

(1) 附属学校は、PTA総会、学年懇談会、学級懇談会、保護者との懇談等において、学校、家庭の連携を図りながら、いじめの未然防止並びに早期発見に向けて取り組む。

(2) 教育学部は、附属学校からの要請を受けた場合には、専門家を附属学校へ派遣し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決の助言並びに当該児童生徒へのケアを率先して取り組む。

(3) 大学は、この基本方針が効果的に推進されるよう、附属学校が大学、教育学部及び関係諸機関と連携を図ることができるようにする。

附 則

この方針は平成27年4月1日に施行する。

附 則 (令和元年12月9日改定)

この方針は令和元年12月9日に施行する。